



危険な暑さとなる日があります。こまめな水分補給や外出を控えるなど、積極的な熱中症対策をしましょう。

物価高騰重点支援給付金（住民税非課税など）のお知らせ

新たに令和6年度住民税非課税などとなる世帯を対象に、給付金を支給します。また、18歳以下の対象となるこどもがいる世帯は、対象となるこども1人あたり5万円を支給します。

基準日 令和6年6月3日

＜①新たに令和6年度住民税非課税などとなる世帯＞

支給額 1世帯あたり10万円（1世帯1回限り）

支給対象

- 次のすべての要件に該当する世帯の世帯主
- ・基準日時点で、八街市に住民登録がある世帯
 - ・基準日現在の世帯全員が、令和6年度住民税所得割が課されていない（定額減税前）世帯
- ※次に該当する世帯などは対象外となります。
- ・世帯全員が、住民税が課されている他の親族などの扶養を受けている世帯
 - ・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯
 - ・令和5年度住民税非課税世帯給付金（7万円）または、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の支給対象世帯

支給手続き

市から「確認書」が届いた世帯

対象と思われる世帯には、「確認書」を7月中旬に発送します。必要事項を記入するなどして、社会福祉課へ返信してください。

市から手紙が届かなかった世帯

申請が必要です。

支給日

②の「お知らせ」による支給（変更がない場合）

「お知らせ」に記載している支給予定日

①および②の申請による支給

市が書類を受理した日から約4週間後に指定された口座に振り込みします。（書類不備の場合や、現金支給の場合は日数がかかります）

提出期限 10月31日(木)必着

対象病原虫
いもち病、紋枯病、斑点米カメムシ類、ウンカ類

散布する水田地区
住野、榎戸、大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田、東吉田、砂、上砂

散布日時
7月25日(木)午前4時～正午

※雨天、強風、濃霧などの場合は順延または遅延します。

ドローンによる農薬散布を実施

使用薬剤名

- ・ラブサイドスタークルフロアブル（殺虫殺菌剤）
- ・バリダシンエンター（殺菌剤）

※散布中の通行や水田周辺の駐車はなるべく避けてください。

※散布薬剤は、人体に対して毒性の低いものを使用しますが、万が一薬剤がかかったときは、すぐに、石けんで洗って落としてください。

※洗濯物などは、散布終了後に干してください。

八街市植物防疫協議会

（千葉みらい農業協同組合八街営農センター内）

☎ 444・5861

＜②こども加算＞

支給額 対象となるこども1人あたり5万円

支給対象 ①の給付金の支給対象世帯のうち、対象となるこどもがいる世帯の世帯主

対象となるこども

- 次のいずれかに該当する18歳以下のこども
- ・基準日時点で、支給対象者と同一世帯のこども
 - ・基準日時点で、支給対象者と別世帯あるが、生計が同一であるこども
- ※次に該当するこどもは対象外となります。
- ・18歳以下の単身世帯のこども
 - ・児童養護施設などに入所しているこども
 - ・すでに他市町村で、こども加算の支給対象となっているこども

支給手続き

市から「お知らせ」が届いた世帯

①の給付金が口座振込により受給済みであり、基準日時点で同一世帯に対象と思われるこどもがいる世帯には、9月中旬から、順次「お知らせ」を発送予定です。原則、手続きは不要です。

市から「お知らせ」が届かなかった世帯

①の給付金が未申請の場合は、①の給付金の申請をしてください。また、基準日時点で支給対象者とは別世帯であるが、生計が同一であるこどもがいる世帯の方は、申請が必要です。

※本給付金は、差押禁止・非課税の対象です。

※申請書は、市ホームページからダウンロード、または、社会福祉課で配付しています。

送付先 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29 社会福祉課

八街市コールセンター ☎0120-419-001

午前8時45分～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

8月1日(木)の午後4時～9時に、めいろう夏まつりが開催されます。会場である「明朗塾」は八街駅から成東駅を結ぶ路線バス「八街線」のバス停「沖渡入口」から徒歩8分のところにあります。当日は、来場者で大変賑わうことが予想されます。この機会にバスに乗っておまつりに行きませんか。



路線バスを利用しておまつりに行きませんか

八街線時刻表（一部）

○八街駅→沖渡入口

八街駅 発 沖渡入口 着

午後3時55分 午後4時4分

午後4時55分 午後5時4分

午後5時30分 午後5時39分

午後6時40分 午後6時49分

午後7時25分 午後7時34分

○八街駅→沖渡入口臨時便

午後9時 午後9時9分

○沖渡入口→八街駅

沖渡入口 発 八街駅 着

午後4時21分 午後4時35分

午後5時6分 午後5時20分

午後6時6分 午後6時20分

○沖渡入口→八街駅臨時便

午後9時11分 午後9時25分

☎ 443・1114 企画政策課

令和6年度分の保険税（料）納付書を送付します

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。

国民健康保険税

国民健康保険加入者は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。保険税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。納期限までに納付しましょう。

保険税率

保険税率は、納税通知書と同封のリーフレットをご覧ください。（令和5年度と同率）

納付方法（2種類）

- ・年金から天引きの「特別徴収」
 - ・口座振替や納付書による窓口納付、インターネットを利用した納付の「普通徴収」
- 普通徴収の場合は、口座振替による納付が原則となっています。納期内納付の促進のため、口座振替への切替にご協力をお願いします。

特別徴収対象の方

- 次のすべての要件に該当した場合に対象となります。
- ・世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳～74歳の世帯
 - ・年金受給額が年額18万円以上
 - ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない
- ※特別徴収対象者で、保険税を確実に納付されていた方は、市に申し出ることによって口座振替に変更できます。
※10月から特別徴収を開始される方は、納税通知書の課税世帯の明細書の「年金から天引きさせていただく税額」欄に税額を記載しています。

保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額以下の場合は、保険税を軽減します。（所得の申告をしていないと軽減が受けられません）詳しくは、リーフレットをご覧ください。

①平等割額の軽減

特定世帯（同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯）は5年間、平等割が2分の1に軽減、6～8年目の特定継続世帯は4分の1を軽減します。

②低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者数が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ移行前と同様に軽減します。

③被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方は、申請すると軽減が受けられます。

保険税の免除

令和6年1月から、妊娠または出産した被保険者がいる国保加入世帯に対し、被保険者に係る所得割額および均等割額を申請により免除します。

対象者

国民健康保険加入者のうち妊娠または出産された方

対象期間

出産予定月または出産月の前月から出産月の翌々月までの4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産月の3カ月前から出産月の翌々月までの6カ月間）

免除額

所得割額および均等割額の全額

後期高齢者医療制度の保険料

保険料は、被保険者一人一人に納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なります。納付方法（2種類）※特別徴収が優先されます。

- ・年金からの天引き「特別徴収」
 - ・口座振替や納付書による「普通徴収」
- ①4月の年金から天引きされている方

4月・6月・8月の年金から天引き（仮徴収）されている方は、決定した保険料から仮徴収額を差し引いた額を、10月・12月・令和7年2月に支給される年金から天引きします。

②年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、口座振替または納付書で納付してください。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回（7月～令和7年2月）となります。

③10月の年金から天引きされる方

令和5年10月1日～令和6年4月1日の間に、75歳になられた方などは、7月～9月は納付書で納付し、10月の年金から天引きを開始します（②の方は除く）。

保険料算定の基礎

均等割額 43,800円 所得割率 9.11%

保険料の上限額 80万円

※昭和24年3月31日以前生まれの方は73万円が上限額

保険料の納付方法の変更

年金から天引きされている方も、市に申し出ることによって口座振替による納付を選択できます。

保険料の軽減

- ①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割を軽減します。
②後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず均等割が5割軽減（加入月から2年間）します。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方の診療が高額になるとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院時の食事代が軽減される認定証を申請により交付しています。

現在、認定証をお持ちの方で、8月以降も該当となる方には、認定証を被保険証とともに郵送します。（申請不要）

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

国保年金課

☎443-1139

国民健康保険加入者世帯または後期高齢者医療制度の加入者に、新しい被保険者証が7月下旬に簡易書留で郵送されます。有効期間は、令和6年8月1日～令和7年7月31日までです。（75歳または70歳になる方のいる世帯は異なる場合があります）
届かない場合には国保年金課までご連絡ください。
☎国保年金課 443-1139
マイナンバーカードが保険証として利用できます
（月）から発行されなくなり、2日録し、マイナンバーカードを録し、保険証として利用できるように交付された保険証は、記載されている有効期限まで利用できます（データに基づく最適な医療処方箋や特定健診などの情報、医師・薬剤師に共有され、最適な医療が受けられます）。
手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いを免除限度額適用認定証などがなくとも、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。（保険税滞納者を除く）
☎フリーダイヤル 0120-950178

被保険者証が新しくなります

みんなの広場

お知らせ

図書館からのお知らせ

おはなし会夏休みスペシャル

人形劇「まんまるパン」と手遊びを行います。

時 8月3日(土)

午後3時～3時30分

対 市内在住・在勤・在学の方(優先)

※年齢制限はありません

定 40人

申 7月16日(火)から図書館カウ

ンター、電話または市公式

LINEで申し込み。

夏休み期間中は図書館2階

集会室を臨時閲覧席とします

時 7月20日(土)～9月1日(日)

午前9時～午後5時

(休館日・館内整理日を除く)

対 中学生以上の方(小学生以下は保護者同伴)

定 24席

間 図書館

電話 444・4946

介護保険のい・ろ・は

フットケアで介護予防を!

時 8月10日(土)

午前10時30分～11時30分

場 特養ホーム風の村会議室

内 足の爪のケア・改善など

講師 ケアビューティスト

河原田 美由紀

申 生活クラブ風の村訪問介護

電話 443・8159

記号の見方

時日時 場会場

内容 対象 定員 費用

申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

444・0126

444・0101

444・0815

444・0815

千葉県動物愛護センター事業

犬のしつけ方教室基礎講座

犬の正しい飼い方、しつけ

方について知っていただくた

めの教室です。(犬同伴不可)

時 7月25日(木)、8月22日(木)、

9月26日(木)

各日午前10時～正午

場 動物愛護センター本所

(富里市御料709・1)

犬の本能と習性、しつけ方

法の講義、モデル犬による

デモンストレーション

定 各日10人(先着順・予約制)

費 無料

間 千葉県動物愛護センター

電話 0476・93・5711

親子で土偶づくり!

(公財)印旛郡市文化財セ

ンターでは、親子で土偶を作

る講座を開催します。

焼かずに乾燥するだけで、

できあがるはにわ粘土を使っ

て土偶を作りますので、その

まま持ち帰ることができます。

時 8月14日(水)

①午前9時～正午

②午後1時～4時

場 同センター整理作業室

(佐倉市春路1・1・4)

対 小学生以下および保護者

定 各回7組14人(全28人)

費 無料

申 7月16日(火)から電話で申し

込み。

間 印旛郡市文化財センター

電話 444・0126

交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、交通事故

で死亡・負傷し、通院や入院

をしたときに会費から見舞金

を支払い、お互いを助け合う

共済制度です。

対象となる事故は、自動車、

オートバイなどの交通事故で

自動車安全運転センターから

交通事故証明書が発行された

ものなどになります。通院・

入院に伴う診断書の用紙は道

路河川課で配付しています。

共済見舞金

死亡 150万円

傷害 2～50万円

身障見舞金 50万円

※身体障害者障害程度等級表

の1級または2級の場合

交通遺児見舞金

遺児1人につき10万円

※死亡した会員に遺児がある

場合

共済掛金 1人 700円

※8月31日までに加入した場合

共済期間(途中加入可)

9月1日～令和7年8月31日

共済加入方法

7月19日(金)から道路河川課

で受け付けします。また、出張

受付を左表のとおり行います。

※市内の保育園、幼稚園、小

・中学校に在籍していて、集

団加入されているお子さんは

重複して加入はできません。

間 道路河川課

電話 443・1420

交通災害共済出張受付日程表

7月19日(金)	午前10時～11時30分	午後1時30分～2時30分
	文違コミュニティセンター	泉台区民センター
7月23日(火)	午前10時～11時	午後1時30分～2時30分
	東吉田集会所	西林コミュニティセンター
7月24日(水)	午後1時30分～2時30分	
	南部老人憩いの家	

※申込書は出張受付場所に用意してあります。おつりのないようお願いします。

猫の正しい飼い方

猫の迷惑行為による苦情が

寄せられています。みんなが

気持ちよく生活できるよう、

ルールを守って飼いましよう。

○屋内で飼育しましょう

適切な環境を用意すれば、

猫は家の中だけでも十分満足

することが出来ます。

○猫を捨ててはいけません

愛護動物を遺棄すると動物

愛護法により罰せられます。

最後まで責任を持って飼いま

しょう。

○野良猫にえさを与えている

人へ

野良猫にえさを与えると、

つぎつぎと子猫を産むため、

かえって不幸な猫を増やすこ

とになります。また、他のお

宅の庭先や道路などにふん尿

をするなど、周囲の人に被害

を与えてしまいます。

飼っている自覚のない、無

責任な餌付けはやめましょう。

間 環境課

電話 443・1406

原爆写真のパネルを展示します

市では、核のない平和な世

界を願い、昭和59年9月に非

核平和都市宣言を決議してい

ます。

あの広島、長崎の惨状を今

に伝える多くの写真を展示し

ます。

この機会に、改めて平和の

尊さを考えてみましょう。

時 7月20日(土)～8月15日(木)

場 中央公民館

間 総務課

電話 443・1113

受章おめでとうございます

令和6年度春の叙勲および第42回危険業務従事者叙勲が公表され、本市においては、長年にわたり各分野で活躍、貢献された8人が受章されました。※本人の希望により掲載していない方がいます。

◆春の叙勲◆ ◆危険業務従事者叙勲◆



◎旭日双光章
木保茂氏(榎戸区)
保健衛生功労



◎瑞宝双光章
西岡亨氏(二区)
消防功労

安全・安心な市民生活を応援

八街市消費生活センター

No.133

迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を

ネットバンキングを悪用した
還付金詐欺に注意

★相談事例

市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、払い戻しをしようとした。その後、払い戻し先の口座がある金融機関を名乗る人から電話があり、暗証番号を聞かれた。教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバンキングの申し込みがされていた。

＜相談員のアドバイス＞

還付金詐欺は、これまでATMで振り込ませる手口が主でしたが、ネットバンキングを悪用した還付金詐欺の相談が寄せられています。役所などの公的機関をかたり「保険料の還付がある」と電話し、還付金を受け取るためと言って銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する手口です。還付金に心当たりがある場

合は、自分で役所などの担当部署を調べたうえで連絡し、確認してください。

公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。「お金を返すために必要」と言われ、名前や住所、銀行名、口座番号などの個人情報聞かれても絶対に答えてはいけません。すぐに電話を切ってください。

お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性がります。すぐに最寄りの警察や警察相談専用電話「#9110」、消費生活センターなどにご相談ください。

※「相談員のアドバイス」は、相談事例のほかに、類似した相談のアドバイスも掲載しています。

消費生活センターからお願い

相談室内では、引き続きマスクの着用にご協力をお願いします。

消費生活センター

☎ 443・9299

月曜日（祝日を除く）

午前9時～正午・

午後1時～4時

商工観光課

☎ 443・1405

まちのわだい

議場ライブを開催しました

6月11日（火）、市議会の本会議終了後に、議場ライブを開催しました。八街市出身のサクソ奏者、齋藤 瞳さんに「青い珊瑚礁」「少年時代」など、幅広いジャンルで6曲を演奏していただき、議場が本物のサクソの音色に包まれ、来場者を魅了しました。

八街市議会では、多くの方に議場に足を運んでいただき、議会を身近に感じてもらいたいと考えて、議場ライブを開催しています。



全国の学校初！
「衛生用品防災備蓄自動販売機」を設置

県立八街高等学校では、災害時の備えと防災に対する生徒の関心や意識を高めるため、大塚ウエルネスベンディング株式会社の協力のもと、「衛生用品防災備蓄自動販売機」が設置され、5月31日（金）に披露されました。災害発生時に衛生用品・飲料・食品を提供する備蓄庫として、平常時には防災情報の提供媒体として機能します。「衛生用品防災備蓄倉庫併設型」の設置は千葉県で初、学校への設置は全国でも初めてです。



左から杉山学校長、生徒会副会長、北村市長、八街市議会山口議長、浅尾教育長、大塚ウエルネスベンディング株式会社 島倉支店長

第1回 駅からハイキング



5月19日（日）に、「第1回 駅からハイキング」を行い、成田山新勝寺・成田山公園をめぐるしてきました。成田山では、ボランティアガイドの方に新勝寺の大本堂や釈迦堂などのお話を聞き、新緑を楽しみながら、成田山公園を散策しました。

第55回 春の市民ハイキング

5月26日（日）に、「第55回 春の市民ハイキング」で南房総市を訪れました。心地よい陽気のなか、道の駅とみうら琵琶倶楽部を出発し、岡本栈橋（原岡栈橋）、太房岬などをめぐる約9kmの長い道のりでしたが、栈橋から対岸に臨む三浦半島などを眺めたり、海崖が見られるスポットで写真を撮るなどしながら、参加者全員でゴールしました。



八街市スポーツ少年団
創立60周年記念式典



昭和39年に創立された八街市スポーツ少年団が令和6年で創立60周年を迎えることに伴い、6月9日（日）、スポーツプラザで60周年記念式典と八街大運動会が行われました。

式典では、団員、指導者、関係者など約400人が参加し功労者表彰、記念植樹などが行われました。

八街大運動会では、チームの枠を超えて綱引きや大玉転がしなどで親睦を深めました。